厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第三十二号

厚生労働大臣の定める評価療養、 患者申出療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五

号)第一条の二の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準(平成二

十年厚生労働省告示第百二十九号)の一部を次の表のように改正し、令和五年二月十七日から適用する。

令和五年二月十六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

庭	
線	
部	
分	
は	
改	
部部	
分	
~	

の患者に係るものに限る。) 療法に抵抗性を有するものであって、生後六月以上三十歳未満	十一 タゼメトスタット経口投与療法 悪性固形腫瘍 (従来の治	一~十 (略)	する患者申出療養	て厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施	第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとし	改 正 後
	(新設)	一~十 (略)	する患者申出療養	て厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施	第四 患者申出療養を適切に実施できる体制を整えているものとし	改正前